

新潟市脱炭素社会に向けたバイオマスプラスチック利用促進事業 業務委託仕様書

1 目的

本市は、2050年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことを表明し、廃棄物分野での温室効果ガス削減の観点から、カーボンニュートラルであるバイオマスプラスチックの利用を推進している。

また、我が国は、「プラスチック資源循環戦略」において、2030年までにバイオマスプラスチックを、約200万t導入することを目標に掲げている。

本事業は、バイオマスプラスチックを使用した指定ごみ袋を製造し、その意義を市民に啓発することで、温室効果ガスの排出抑制や石油系プラスチックの使用削減の重要性を認識して、脱炭素社会に向けて機運を醸成することを目的として実施するものである。

2 件名

新潟市脱炭素社会に向けたバイオマスプラスチック利用促進事業

3 契約期間

契約日から令和9年3月31日まで

4 業務内容等

(1) お米を原料に使用した指定ごみ袋(20L)の製造 500万枚
別添「燃やすごみ袋(20L)仕様書」のとおり

(2) 市民への広報・啓発

(1)の業務に関連して、市民が環境に配慮したプラスチック製品、脱炭素化の必要性などについて正しく理解し、温室効果ガスの排出抑制や石油系プラスチック削減への意識醸成を図れるような取組みを実施すること。実施内容・手法等については、受託者が創意工夫により市に提案し、協議の上決定するものとする。

(3) 報告書等の提出

ア 業務報告書(製本1部及び電子データ)

イ 本市との協議議事録

(4) 業務総括責任者

- ア 受託者は、業務総括責任者を選任し、本契約後速やかに書面により市に届け出なければならない。
- イ 業務総括責任者は、契約書・仕様書を熟知し、市との連携を緊密にとりながら、本業務を適正かつ円滑に遂行すること。
- ウ 業務総括責任者は、従事者に対し常に労働安全の指導と向上を図り、事故の防止に努めなければならない。

5 委託スケジュール（予定）

令和8年6月末～	原料調達～製造、広告の募集・選定、広報・啓発 等
令和8年11月末	ごみ袋納品（500万枚）
令和9年3月中	業務委託報告書提出

6 打合せ

- (1) 本業務の遂行にあたって、必要に応じて本市において打合せを行う。
- (2) 受託者は打合せの都度、必要に応じてその内容に対する議事録を作成し、市に提出すること。

7 提出書類

受託者は、本契約締結後すみやかに次に定める書類を提出し、市の承認を得ること。

- 袋製造・納品までのスケジュール（燃やすごみ袋（20L）仕様書 別紙1）

8 その他

- (1) 本業務の履行にあたっては、関係法令及び本市の条例、規則、要綱、市の課題や方針などを十分理解すること。
- (2) 本仕様書について定めのない事項、疑義が生じた場合、又は本業務履行上必要な基本事項に変更の必要性が認められた場合は、速やかに本市と受託者間でその都度協議の上、決定するものとする。
- (3) 受託者は本事業を実施するための個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、事業の実施に際して知り得た情報等については、契約期間中及び契約期間終了後においても第三者に漏らしてはならない。

(4) 本業務の実施により知り得た一切の事項については、契約履行中は無論のこと、契約履行後も秘密を厳守すること。

(5) 本業務の履行完了など、契約終了後に受託者の業務内容について、下記の基準により評価を行い記録の保存をする。なお、受託者は評価結果について異議を申し立てることはできないものとする。

評価ランク	評価基準
1	成果物の品質、納入などで仕様を超える成果があった。
2	通常の指示により仕様どおりの成果を得た。
3	仕様書のほかに口頭の指示などにより仕様どおりの成果を得た。
4	担当者が相当程度指導するなどして、なんとか仕様のレベルの成果を得た。
5	仕様を達成できなかった（契約解除等）

9. 問い合わせ

新潟市 環境部 循環社会推進課 管理グループ

FAX 025-222-7032

メール junsui@city.niigata.lg.jp

燃やすごみ袋（20L）仕様書

1 品名
新潟市家庭系ごみ有料指定袋 燃やすごみ用（小）

2 発注数

内容	1組の枚数	発注数（枚数）
燃やすごみ用指定袋（小）	10枚	500,000組（5,000,000枚）

（注）入札に際しては、組数ではなく枚数単価で積算すること。

3 用途 取扱店等での販売用

4 条件 I、IIのとおり

5 納入期限 令和8年11月末日
なお、具体的な納品日時・数量等については、本市と協議のうえ決定する。

6 納入場所 日本通運(株)新潟物流事業所万代倉庫 新潟市中央区万代3丁目5番26号

7 納入方法 納品数量全部を分割で納入すること。

8 その他 その他必要な事項は、本市と協議のうえ決定するものとする。

9 特記事項

- ・別紙1により納品スケジュールを作成し、契約後7日以内に循環社会推進課へ提出すること。
- ・納入期限は、発注数量全部を納入場所に納入し納品検査を受ける期限である。不測の事態にも対応できるよう、余裕を持った納品スケジュールで納入すること。
- ・納品時、寸法、厚さ、強度の証明・RoHS 指令準拠証明を添付すること。
なお、厚さについては検査証に測定値が全て記載されるものとする。
- ・納品終了後、納品書を提出すること。
- ・納品検査終了後、業務の適正履行を確認し委託料を支払うものとする。
- ・契約終了後、この契約に関する業務評価をする。
- ・業務履行が困難と判断される低価格の場合は、費用、履行体制などについて調査し、履行困難と判断したときは失格とする場合がある。

10 連絡先 新潟市環境部循環社会推進課 管理グループ
FAX 025-222-7032
メール junsui@city.niigata.lg.jp

I 指定袋の仕様について

1 種類、枚数

種類	容量	枚数
燃やすごみ用指定袋（小）	20 リットル相当	5,000,000 枚

2 形状

U形袋（ガゼット・ベロ付）

※ 日本産業規格「ポリエチレンフィルム製袋」（以下「日本産業規格 Z1711-1994」という。）の表1及び図1のU形袋（2）を準用のこと。

※ U形部分の切断については、持ち手部分を左右に引っ張ったときに簡単に裂けにくくなるよう、カッティング及び刃の状態に注意を図り加工すること。

3 材質

低密度バイオポリエチレン

（注1）材質には、米を10%以上含有すること。

（注2）一般社団法人日本有機資源協会が認めるバイオスマークの取得可能な基準を満たすこと。

（注3）炭酸カルシウムを混入しないこと。

（注4）落札業者は材質の配合割合について本市と協議を行い、最終的には本市の指示に従うものとする。

4 寸法等

種類	寸法	厚さ
燃やすごみ用指定袋（小）	縦 690mm×横 320mm×幅 160mm	0.03mm 以上

（注1）その他寸法等の詳細については別紙2を参照することとし、最終的な決定は本市と協議を行った上で本市の指示に従うこととする。

（注2）縦・横寸法については、合成樹脂加工品品質表示規程（平成9年通商産業省告示第671号）第2条第5号(3)及び表1を準用すること。

（注3）厚さについては、日本産業規格 Z1711-1994 に基づき検査を行い、測定値のうち最小値が、本仕様で定める厚さを下回らないものとする。

5 袋本体の色

種類	袋本体の色（指定インキ／配合比）
燃やすごみ用指定袋（小）	黄色半透明（PEX 3040 YELLOW #167／100：3）

（注1）色むらがないようにすると同時に、色にばらつきがないこと。

（注2）使用する顔料及びインキについては、耐候性、耐熱性、耐移行性、耐溶剤性など堅牢度に優れているものを使用すること。また、使用前に劣化が生じていないか十分に確認すること。

（注3）使用する顔料及びインキについては、欧州連合によるRoHS指令（以下「RoHS指令」という。）に準拠したインキを使用すること。

（注4）色彩については、指定インキまたはその相当色とし、本市と打ち合わせを行った上で、最終的には本市の指示に従うものとする。

6 印刷内容

(1) 図案及び表示等

印刷は別紙2に示すレイアウト例を参照すること。図案、掲載内容、レイアウト及び色彩等について、本市と打ち合わせを行い、版下を作成すること。作成した版については、実物大で確認できるように、紙やフィルム等に印刷して、本市に提出し、内容等について校正を受けるほか、作成した版の著作権は本市に帰属する。なお、印刷面の右下に納入年月及び契約業者名を判別できるよう記載すること。

また、下部に協賛広告欄を設ける場合、事前に本市と内容について協議のうえ、別紙「バイオマスプラスチック製指定ごみ袋（20L）への広告掲載要領」に則った運用を行うこととする。

(2) 文字等の色

種類	文字等の色
燃やすごみ用指定袋（小）	赤色（1色）

（注1）色彩の詳細については市が貸与する見本と同濃度とする。

（注2）文字欠け、色むら等がないようにすると同時に、色にばらつきがないこと。

（注3）使用する顔料及びインキについては、耐候性、耐熱性、耐移行性、耐溶剤性など堅牢度に優れているものを使用すること。また、使用前に劣化が生じていないか十分に確認すること。

（注4）使用する顔料及びインキについては、R o H S 指令に準拠したインキを使用すること。

（注5）色彩については、本市と打ち合わせを行った上で、最終的には本市の指示に従うものとする。

(3) 穿孔

ベロ部分の中央部に穿孔を設けることとする。穴の直径は10mmとし別紙2のレイアウト例を参照すること。

(4) その他

レイアウトや記載事項については、本市が作成した電子データ及び見本を参考として貸与するので、契約業者はこれを基に版を作成すること。作成した版については、実物大で確認できるように紙やフィルム等に印刷して本市に提出し、内容等について校正を受けること。

7 品質

(1) 外観

日本産業規格 Z1711-1994 の規定 7. 1 を準用のこと。

(2) 強度

日本産業規格 Z1702-1994 の規定 3 を準用のこと。ただし、フィルムの種類、引張の強さ及び伸びは、日本産業規格にかかわらず、下表のとおりとし、袋の縦方向及び横方向について強度を確保すること。なお、引張強さの測定方法は、日本産業規格 Z1702-1994 の規定 7. 5 を準用のこと。

種類	フィルムの種類	引張強さ	伸び
燃やすごみ用指定袋（小）	1種B	20MPa 以上	300%以上

また、持ち手の付け根部分について、U形部分の持ち手1箇所を固定し、逆の持ち手に1kgの重量を取り付けて固定箇所と同等の高さから落下させた際、縦裂けが起きない強度とする。

(3) 性能

日本産業規格 Z1711-1994 の規定 7. 2 を準用のこと。なお、フィルムの種類は(2)の表と同様とする。

II 包装・梱包その他必要事項について

1 外装袋

(1) 材質・色

種類	材質	色
燃やすごみ用指定袋 (小)	ポリエチレン	無色透明 (無着色)

(2) 寸法等

寸法については、次表を目安とし契約後に本市と協議の上決定する。なお、製造過程において、内容物となる指定袋のサイズと合わないなどの事由により、寸法の修正が必要であると判断した場合は、速やかに本市に報告し、本市の承認を得た上で適切な寸法に修正すること。

また、指定袋が無理なく取り出しできるものとし、取り出しやすいように別紙3を参考にミシン目を入れ、取り出し口を設けることとする。

種類	寸法	厚さ
燃やすごみ用指定袋 (小)	縦 240mm×横 200mm	0.03mm 以上

(3) 印刷内容

図案及び表示等については、別紙3に示すレイアウト例を参照すること。なお、別添レイアウト例図に記載している印刷内容の詳細については、契約業者に対して本市から別途指示する。

(注1)「家庭用品品質表示法に基づく表示」は、別紙3に示すとおり、同法(昭和37年法律第104号)第3条の規定に基づき、合成樹脂加工品品質表示規程第1条に定める内容を記載すること。同記載中の表示者については、表示者の氏名・名称、住所及び電話番号を記載すること。なお、納入年月を記載し、複数の工場生産を行う場合、記号等を付すことにより工場の判別ができるようにすること。また、表示者と契約業者の表示が異なる場合は、契約業者についても表示を行うこと。

(注2)「JANコード」は、日本産業規格「共通商品コード用バーコードシンボル」により、本市が指示する番号に基づき、適正に表示を行うこと。また、本格的な製造開始前に確実に読み取りが行われるか検証し、検証結果及び検証に不備があればその改善結果を本市に報告の上、本市が了解した後に本格的に製造すること。

(注3) 価格表示は、本市の定める額とする。

(注4) 記載内容やレイアウト等の決定については、本市と打ち合わせを行った上で、最終的には本市の指示に従うものとする。

(4) 文字等の色

種類	文字等の色	バーコード・二次元コード部
燃やすごみ用指定袋（小）	赤色（1色）	黒色（白地印刷）

(注1) 文字欠け、色むら等がないようにすること。

(注2) 使用する顔料及びインキについては、耐候性、耐熱性、耐移行性、耐溶剤性など堅牢度に優れているものを使用すること。また、使用前に劣化が生じていないか十分に確認すること。

(注3) 使用する顔料及びインキについては、R o H S 指令に準拠したインキを使用すること。

(注4) 色彩については、本市と打ち合わせを行った上で、最終的には本市の指示に従うものとする。

(5) 外観 日本産業規格 Z1711-1994 の規定 7. 1 を準用のこと。

(6) 穿孔

外装袋下部のヒートシール下のスペースの左端から 20mm 以上 100mm 以下の範囲の場所を目安として、下表の通り穿孔する。ただし、穴の直径は 10mm とし、外装袋の取り出し口と重なることがないようにすること。

種類	穿孔数
燃やすごみ用指定袋（小）	2 穴

(7) その他

レイアウトや記載事項については、本市が作成した電子データ及び見本を参考として貸与するので、契約業者はこれを基に版を作成すること。作成した版については、実物大で確認できるように紙やフィルム等に印刷して本市に提出し、内容等について校正を受けること。なお、参考として貸与するデータ等は、使用後速やかに本市に返却すること。

2 包装内容

(1) 包装単位

内容	1 組の枚数
燃やすごみ用指定袋（小）	10 枚

(2) 収納方法等

袋を 1 枚ずつ縦の長さを四つ折りにする。四つ折りにした袋を 10 枚重ねて、横の長さが半分になるよう二つ折りにする。折り山を取り出し口側に向けて外装袋に入れ、取り出し口以外から内容物が出てこないように外装袋の下部をヒートシールにより接合する。なお、ヒートシール下には幅 30mm 程度のスペースを設けるものとする。

3 配送ピース用のパッケージ

下表の組数毎に配送用にパッケージ（袋で包む）化する。その際の袋は無色透明且つ無記載で構わない。

また、寸法等については、下表を目安とし契約後に本市と協議の上決定する。なお、製造過程において、寸法の修正が必要であると判断した場合は、その都度本市に速やかに報告し、本市の承認を得た上で適切な寸法に修正すること。

内容	1 配送ピースの組数	寸法
燃やすごみ用指定袋（小）	25 組	縦 240mm×横 200mm×高さ 200mm

4 外箱

(1) 材質

段ボール箱とする。

(2) 寸法等

寸法等については、下表を目安とし契約後に本市と協議の上決定する。なお、製造過程において、外箱と内容物との間に隙間ができないようにするなど寸法の修正が必要であると判断した場合は、その都度本市に速やかに報告し、本市の承認を得た上で適切な寸法に修正すること。

種類	寸法
燃やすごみ用指定袋（小）	縦 240mm×横 400mm×高さ 200mm

(3) 表示内容

表示は別紙 4 に示す記載内容及びレイアウトのとおりとする。

(注 1) 製造者の名称、住所、電話番号及び納入年月をレイアウトのとおり表示し、複数の工場生産を行う場合は、記号等を付すことにより工場の判別ができるようにし、本市に記号等を事前に報告すること。

(4) 文字等の色

種類	文字等の色
燃やすごみ用指定袋（小）	赤色（1色）

(注 1) 文字欠け、色むら等がないようにすると同時に、色にばらつきがないこと。

(注 2) 使用する顔料及びインキについては、耐候性、耐熱性、耐移行性、耐溶剤性など堅牢度に優れているものを使用すること。また、使用前に劣化が生じていないか十分に確認すること。

(注 3) 使用する顔料及びインキについては、RoHS 指令に準拠したインキを使用すること。

(注 4) 色彩等の決定については、本市と打ち合わせを行った上で、最終的には本市の指示に従うものとする。

(5) その他

梱包する段ボール箱は、効率的な輸送及び保管のために、必ず複数段積み重ねても潰れない強度のものを使用すること。

5 梱包内容

(1) 梱包単位

内容	1 箱の組数
燃やすごみ用指定袋（小）	50 組（500 枚）

(2) 収納方法等

各梱包単位を 2 つに分けて、横に半分ずつ積み重ねることとするが、荷崩れ防止、荷扱いの安全確保に十分留意し、最終的には本市と協議の上、収納方法の決定を行うこと

とする。

6 製造する指定袋の事前点検

(1) 目的

本格的な製造開始前に、実際に製造された指定袋が本仕様と本市が指示した事項及び本市と協議の上決定した事項に適合することを確認するため実施する。

(2) 点検要領

① 点検用サンプル品の提出

本仕様書における「包装」を行ったもの（所定の枚数を外装袋に入れ、外装袋がヒートシールにより接合されている状態）3組をサンプル品として提出すること。ただし、複数の工場で行う場合は、工場別に同様のサンプル品を提出すること。また、提出するサンプル品とともに、指定袋及び外装袋の材質と、指定袋本体の着色や指定袋及び外装袋に文字等を印刷するために使用している顔料及びインキについて、その調達先等から本仕様に定める内容に適合することを証明する書面を取り付けた上で、内容について本市に説明の上、写しを本市に提出すること。

② 確認方法

提出されたサンプル品につき、本仕様並びに本市から指示した事項及び本市との協議の上決定した事項に適合しているかを本市が確認する。なお、指定袋本体の色や指定袋や外装袋に印刷された色については、本市が認める公正な第三者機関が作成する証明書の提出等によって、本仕様に適合していることを証明することができない限り、本市が本仕様に適合しているかを目視により判定する。

(3) その他

- ① 契約業者は本市による事前点検後、本市とその内容について協議し、了承を得た後、指定袋の本格的な生産を開始すること。
- ② 点検を受け、本市の了承を得たサンプル品と同じ材質、同じ顔料及びインキを使用して同品質のものを生産すること。
- ③ 事前点検に係る費用については、契約業者が負担すること。なお、本市に提出したサンプル品については、納品数には含まないものとする。
- ④ 本市が必要と認めた場合は、本市の行う点検に並行して、指定袋の厚さや強度等の本市が指示する項目について、本市が認める第三者機関にて検査を実施し、その結果を速やかに本市に書面で提出すること。なお、この場合の検体は本市の指示によるものとする。

7 納品

(1) 納品先 日本通運(株)新潟物流事業所万代倉庫 新潟市中央区万代3丁目5番26号

(2) 納品時の手続

- ① 契約業者は、納品日、納品数量が分かるよう納品書を作成し、本市に提出の上本市の承認を得ること。
- ② 納品については、大量となるため、本市及び本市が指示する指定袋保管業者と納品日及び納品数量等について、製造完了後ただちに協議の上調整し、最終的には本市の指示に従うこと。
- ③ 納品は本市が指示した納品場所において荷降ろしまで行うこととし、その他使用パレット等については、本市及び本市が指示する指定袋保管業者と事前に協議し決定すること。

- ④ 納品に際して、受領書は契約業者で作成し、納品月日を記入の上本市が指示する納品先の受領印を徴し、後でトラブルにならないようにすること。
- ⑤ その他納品に関しての不明な点等については、本市と協議を行い最終的には本市の指示に従うこと。

8 納品時の検査

(1) 目的

実際に本市が指示する指定袋保管場所に納品される指定袋が、本仕様並びに本市の指示した事項及び本市と協議の上決定した事項に適合することを確認するために実施する。

(2) 証明書の提出について

納品までに、指定袋について本仕様書で規定する縦横の寸法、厚さ、強度及び性能について、本市が認める公正な第三者機関が作成した証明書を本市に提出すること。

(4) 検査要領

- ① 納品の際に、指定袋を本市が無作為抽出し、本仕様並びに本市の指示した事項及び本市と協議の上決定した事項に適合しているかを確認する。なお、指定袋本体の色や指定袋や外装袋の印刷された色については、本市が認める公正な第三者機関が作成する証明書の提出等によって本仕様に適合していることを証明することができない限り、本市が本仕様に適合しているかを目視により判定する。
- ② 本市が必要と認めた場合は、本市の検査に並行して、指定袋の強度等について本市が認める公正な第三者機関にて検査した結果の提出を求める場合がある。なお、この場合の検体は本市の指示によるものとする。
- ③ 本市が検査への立会いを求めた場合は、速やかに応じること。
- ④ 本市は納品検査を実施し、合格を確認後に納品書の承認を行う。
- ⑤ 納品検査に使用した指定袋については、納品数量に含まないこととする。
- ⑥ 検査不合格となった場合は、直ちに本市が未承認の全ての指定袋等を撤去の上、細かく裁断するなど本市の指示に従って処分すること。なお、撤去及び処分に係る費用は契約業者が負担すること。

9 契約及び支払いについて

(1) 契約方法

契約は、総価契約とする。

(2) 支払い

契約業者は全数量を納品後に、本市が承認した納品書に基づき納品数量をまとめ、本市へ支払いの請求を行うものとする。本市は適正な請求を受けた後、請求金額を支払うこととする。その他詳細については本市と協議の上、最終的には本市の指示に従うこととする。

10 その他補足事項

(1) 不良品対応

納品後、指定袋が破れやすい、底抜けする等の不良品が見つかった場合には、契約業者の責任において速やかに良品と無償交換するとともに、原因等の調査報告書を本市に提出すること。また、不良品等についての苦情を市民等から直接受けた場合は、本市へ報告の上契約業者が誠意を持って直接対応し、対応完了後速やかに調査報告書を本市に提出すること。なお、市民等への直接対応に係る費用については、契約業者が負担する

ものとする。

(2) 版について

- ① 本仕様並びに本市の指示した事項及び本市と協議の上決定した事項に従い製版した版の著作権は、本市に帰属するものとする。
- ② 版は電子データで本市に納品すること。
- ③ 指定袋製造に使用した版については、契約終了後、速やかに破壊の上廃棄すること。

(3) その他

- ① 製造した指定袋等は、納品までの間適切な品質管理・保管を行うこと。
- ② 指定袋の製造に当たっては、国内工場又は信頼できる海外工場で行うものとし、本仕様書に基づいた履行開始後に指定袋の品質確認等のために本市が立入検査を求めた場合は、速やかに応じることができるようにすること。特に海外工場で製造する場合において、本市の求めに応じた円滑な指定袋の輸送ができるようにすること。
- ③ 海外工場で製造する場合、輸送に係る書類は履行完了までの間適切に保管し、本市が提出を求めた場合はその写しを提出すること。
- ④ 契約業者が製造した不良品を含む全ての指定袋について、本市が管理する方法以外に使用されることや流通することがないように徹底した管理をすること。また、本市に納品するもの以外の指定袋の処理については、その処理方法につき本市と協議を行った上で、最終的には本市の指示に従うこと。
- ⑤ 本仕様書に定める事項以外に別途指示・協議する事項については、誠意を持って対応すること。
- ⑥ 本仕様書に疑義が生じた場合は、本市との協議により決定するが、合意に達しない場合は本市の指示に従うものとし、契約業者の一方的な解釈による実施は許されないものとする。

バイオマスプラスチック製指定ごみ袋（20L）への広告掲載要領

1 趣旨

この要領は、バイオマスプラスチック製指定ごみ袋（20L）（以下、「指定袋」という）への広告掲載にかかる募集、選定及び広告作成等の業務について、必要な事項を定めるものとする。

2 入稿期限

令和8年 月 日まで

3 入稿場所（広告原稿の提出先）

新潟市環境部循環社会推進課

4 広告の位置、規格等

（1）広告を掲載する位置・規格は下記のとおりとする。

広告枠 天地×左右（単位 mm）	掲載位置	刷り色
1 枠 15×29 （最大12枠）	指定袋下部のスペース （別紙燃やすごみ（20L） 仕様書 別紙2参照）	赤（1色）

（2）広告枠には、左上に「協賛」の表示を入れること。



5 広告料

（1）広告主への販売価格

受託者が広告主へ販売する価格は1枠1,000,000円（税別）とする。ただし、広告主と協議し、割り引く場合などはこの限りではない。

（2）広告主への販売枠数

受託者が広告主へ販売する枠数は、1広告主に対し1枠を基本とするが、2枠分または1枠を2分割して販売することも可とする。その際の価格は、1枠あたりの価格にそれぞれの枠数を乗じた価格を上限とする。

6 広告の選定、内容

（1）受託者は、広告主から掲載依頼を受けたものについて、新潟市広告掲載要綱、新潟市広告掲載基準に基づき、その掲載の可否、選定等の調整を行うものとする。要綱等に照らし疑義が生じる可能性のあるものは、「7 入稿」前に市と協議するものとする。なお、受託者は協議の結果を理由に、広告主に対して取り消し料等を求めてはならないものとする。

- (2) 広告に掲載する内容は、企業、ブランド、商品、店舗等の名称及びロゴマークのみとする。
- (3) 広告主は新潟市内に本社・本店または支店、営業所を有する事業者、団体等に限る。
- (4) 受託者は、広告主との間で次に定めることについて取り決めなければならない。
 - ア 広告内容その他広告掲載に関すること（以下、「広告内容等」という。）の一切の責任は広告主及び受託者が負うものとし、市は一切の責任及び負担を負わないものとする。
 - イ 広告内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告内容等に係る財産権のすべてにつき合理的な権利処理が完了していることについて、広告主が保証すること。
 - ウ 市に対して、広告主の責めに帰する理由に基づき、第三者から広告主の広告活動に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主及び受託者の責任及び負担において解決するものとし、市は責任及び負担を負わないものとする。
- (5) 受託者は、広告原稿の作成に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

7 入稿

広告主と協議の上作成した広告原稿と広告価格入りの企業一覧を、市が指定する日までにPDFデータで提出すること。市は内容を確認し、修正が必要な場合は併せてその指示等を行うものとする。

8 その他

- (1) 受託者の責めに帰すべき理由により、掲載した広告が6（1）の規定に反する等の事由が生じ、当該広告の掲載された指定袋を市が配布することが著しく公益に反する場合は、受託者が自己の責任により当該指定袋を回収しなければならない。なお、この規定により市に損害を与えた場合、受託者は自己の負担によりその損害を賠償するものとし、その損害賠償の額は市と協議して定める。
- (2) この仕様書に定めるもののほか、広告掲載に必要な事項は、市と協議の上決定する。

別紙 1

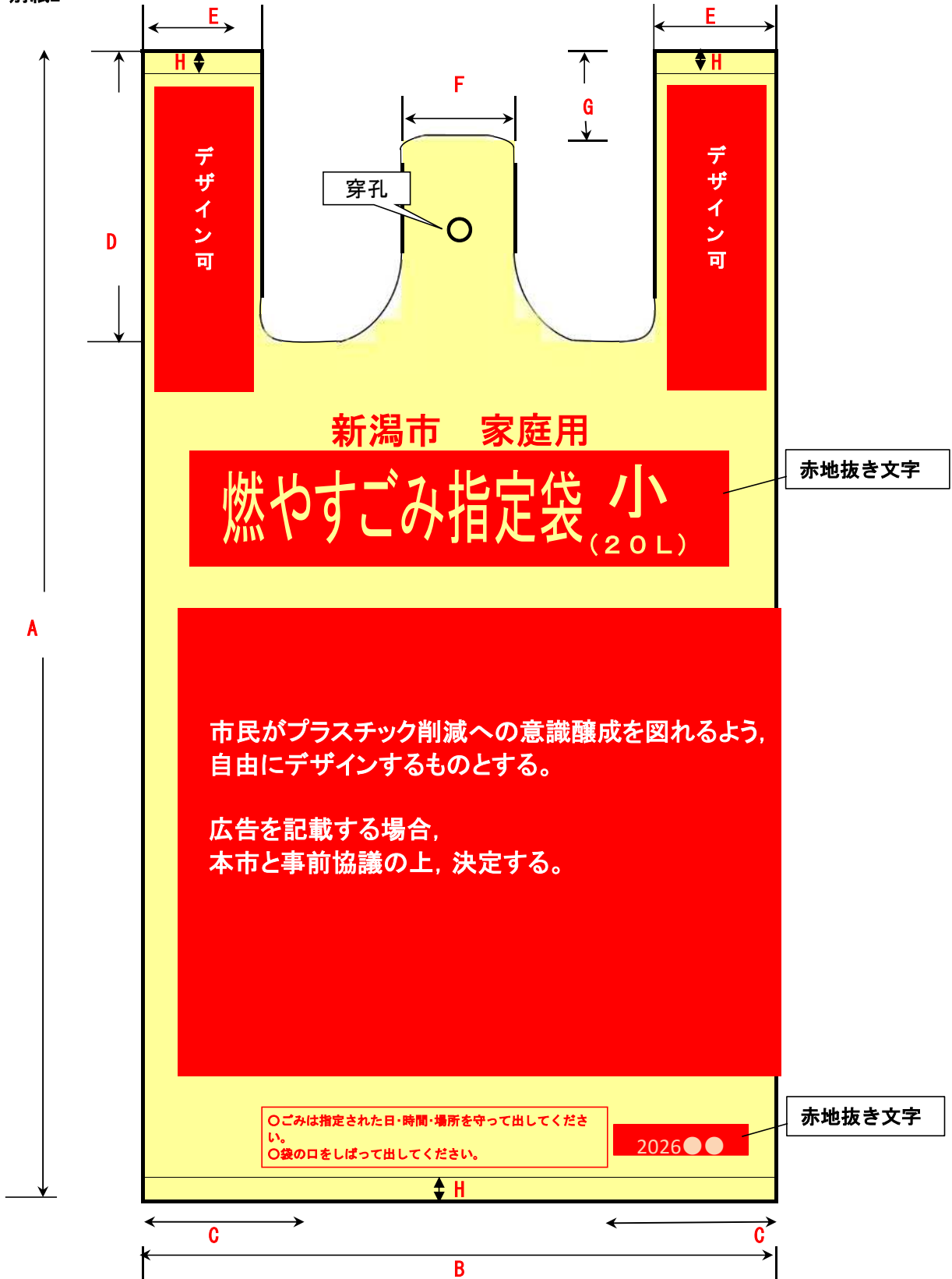
品名
履行期限

製造業者名：

	期限	予 定
校正（初校提出）		年 月
校了		年 月
サンプル提出		年 月
製造完了 ^{※1}		年 月
製造完了報告		年 月
出港 ^{※2}		年 月
入港		年 月
納品		年 月

注 1）製造完了後、ただちに指定袋等保管業者と納品スケジュールを協議のうえ調整すること。

注 2）海外工場で製造する場合、輸送に係る書類は履行完了までの間、適切に保管し、
本市が提出を求めた際は、その写しを提出すること。



(単位 : mm)

	A	B	C	D	E	F	G	H	その他
小	690	320	80	150	60	60	30~35mmを目安とし、シール部分と調整の上、袋が開かないこと、調整の上、袋が開かないこと、調整の上、袋が開かないこと。	ヒートシール部の幅は5~10mmを目安とする(特に底抜けの無いようにすること)。	上部打ち抜き(プレス型)の形状については、 <u>ペロ部分をR型とし、詳細は本市と協議の上決定すること。</u>

袋本体 : PEX3040 YELLOW#167 (100 : 3) 相当色

文字等 : 赤色

商品名 : 赤地抜き文字

燃やすごみ用指定袋外装袋

新潟市家庭系ごみ収集用指定袋

燃やすごみ用 小袋 (20L)

英語

韓国語

ロシア語

中国語



警告

この袋は、幼児や子供にとって窒息など危険が伴うものです。幼児や子供の手の届かないところに保管してください。

注意

・突起のあるものを入れると材質上破れることがありますのでご注意ください。
 ・可燃物ですので火のそばに置かないで下さい。
 ・袋が濡れたりこすれたりすると他の製品に色が付く場合がありますので、ごみを出すときは注意してください。

○密度ポリエチレン使用

家庭用品品質表示法に基づく表示	
原料樹脂	ポリエチレン
耐冷温度	-○○度
寸法	縦 ○○○mm
	横 ○○○mm
	厚さ 0.03mm
枚数	10枚
取扱上の注意	火のそばに置かないで下さい。
表示者	○○○○ 住所 電話

202600

200円

(10枚入・消費税込)

バーコード



指定袋に関するお問合せは
新潟市廃棄物対策課へ

☎025-226-1403

バイオマスプラスチック製
燃やすごみ袋に関する
お問合せは循環社会推進課へ

☎025-226-1391

- ごみの減量・資源化のため分別収集にご協力ください。
- お店や事業所から出るごみは家庭系ごみとして出せません。
- 本製品は景品等として使用できません。



印刷の色について

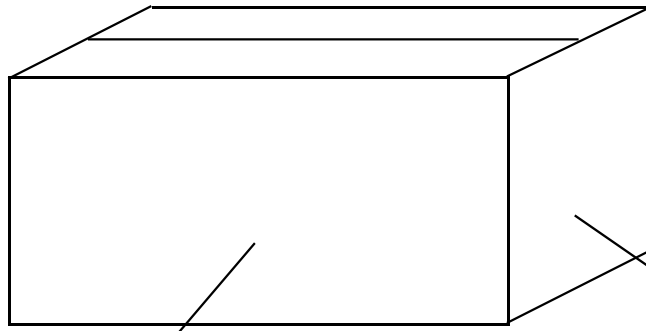
文字等：赤色

バーコード・二次元コード部分：白地印刷に黒色印刷

商品名・金額部分：赤地印刷に白抜き文字

別紙4

梱包(段ボール箱)表示記載内容およびレイアウトイメージについて



[長手2側面表示例]

新潟市家庭系ごみ収集用指定袋	
燃やすごみ用小袋 20L	
50組(1組10枚入)	
製造者名	202600
所在地	
電話番号	

[短手2側面表示例]

燃やすごみ用小袋 20L
